

(仮称) 大磯町 省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例 (骨子案)

(1) 前文

化石燃料を大量に消費するエネルギー政策は、長年にわたり地球温暖化など、環境に大きな影響を及ぼしてきました。また、2011年の福島第一原子力発電所の事故によって原子力の巨大なリスクが明らかになり、私たちはこれまでのリスクを伴うエネルギーの利用を今一度立ち止まって考える必要があることに気づきました。

大磯町は豊かな自然と多くの歴史的文化遺産を有する風光明媚な住宅地として発展し、環境保全に取り組んできました。これからはそれに加え、省エネルギーを推進し、化石燃料や原子力に頼らない再生可能エネルギーを利用したエネルギー政策を推進することが不可欠です。

私たちは、自然豊かな環境と、災害に強い安心で安全な地域社会を次世代に引き継ぐためにこの条例を制定します。

【説明】

化石燃料の大量消費による地球温暖化への影響や、東日本大震災を契機とした東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力のリスクは、私たちのこれまでのライフスタイルやエネルギー政策に対する考え方を見直すきっかけとなりました。

大磯町は、大磯丘陵の山なみの緑や相模湾の海に象徴される豊かな自然と、先人から受け継がれた多くの歴史・文化資源を有しています。この自然豊かな環境を保全し、災害に強い安心で安全な地域社会を次世代に引き継いでいくために、町、町民、事業者が協働して省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進するための条例を制定することを述べています。

(2) 目的

この条例は、大磯町（以下「町」という。）における省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用の推進について、基本的な事項を定めることにより、町のエネルギー政策の推進を図り、もって環境の保全と環境への負荷の少ない安心で安全な地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とします。

【説明】

省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進することが、環境負荷の低減につながります。この条例は、町の自然豊かな環境を保全し、災害に対して安心で安全な地域社会を持続的に発展させるため、町、町民、事業者の役割など基本的な事項を定め、新たな町のエネルギー政策として、省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進していくことを目的としています。

(3) 定義

この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

① 町民

町内に在住、在勤又は在学する者をいいます。

② 事業者

町内で事業を営む者又は営もうとする者をいいます。

③ 省エネルギー

エネルギーの利用を節約し、その効率化を図ることをいいます。

④ 再生可能エネルギー

自然の営みから得られ、かつ、永続的に利用できるものと認められる次に掲げるものをいいます。

太陽光

風力

水力

太陽熱

バイオマス

その他の自然エネルギー資源を利用して得られるエネルギー

【説明】

この条例における用語を定義しています。

「再生可能エネルギー」・・・法律（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律）で「エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められているもの」と規定されている太陽光などを利用したエネルギーをいいます。

「バイオマス」・・・動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（石油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいいます。

(4) 基本理念

① 町、町民及び事業者は、地域のエネルギーは地域のものという共通認識のもとに相互に協力して、積極的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとします。

② 再生可能エネルギーは、経済性及び事業の持続性に配慮しつつ、その利用を図るものとします。

③ 再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の持続的な発展に資するよう利用するものとします。

④ 再生可能エネルギーは、地域内における公平性及び他者への影響に十分配慮して利用するものとします。

- ⑤ 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、環境負荷の低減や地域の自然環境の持続性に配慮するものとします。

【説明】

地域に存在する再生可能エネルギーは、地域における重要な資源と捉え、その利用に当たって配慮すべき事項を述べています。

「相互に協力して」・・・再生可能エネルギー事業を施行する際は、地域住民に事業の規模や影響などを説明して理解を得ることなどにより、相互協力など信頼関係を築いていくことが大切です。

「経済性及び事業の持続性」・・・事業から生ずる利益を地域に還元し、それを継続することにより、地域経済に配慮することが必要です。

「地域に根ざした主体」・・・再生可能エネルギー事業の施行に当たっては、事業に対する専門的知識及び運営能力が求められます。また、施設の円滑な運営管理等に対応した体制、資本力など地域における社会的信頼性が必要です。再生可能エネルギー事業を施行する事業体は、施行する地域の住民と相互に協力する関係を築くことができる事業体であることをいいます。

「公平性」・・・再生可能エネルギーは地域全体の資源である以上、同じ地域で再生可能エネルギー事業を展開する者がいる場合には、大きな資本力を持つ事業者のみが恩恵を受けるのではなく、公平性を持って利用していくことが必要です。

「他者への影響」・・・再生可能エネルギー事業を施行しようとする場合には、他者に対して当該事業による影響を生じさせないようにすることが必要です。

(5) 町の役割

- ① 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に積極的に取り組むものとします。
- ② 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に係る情報収集に努めるとともに、町民と事業者の理解に資するため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する情報を提供し、学習の機会を提供するものとします。
- ③ 町は、次世代を担う子どもに対する省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する教育の取組を支援するものとします。

【説明】

町は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、基本理念を実現するため、公共施設や町有地などの公有財産において省エネルギーや再生可能エネルギーの導入と利用を進めることとします。また、再生可能エネルギーの利用に必要な制度等の構築や研修等の支援を行います。例えば、再生可能エネルギー利用推進の必要性などの研修や講座の開催、民間活力を利用した再生可能エネルギー普及方策の構築などです。また、子ども達に対しては、環境教育の一環として省エネルギー及び再生可

能エネルギーの必要性について教育施設等を通して支援します。

(6) 町民の役割

町民は、自主的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する知識の習得と実践に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。

【説明】

町民は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、省エネルギーや再生可能エネルギーについての知識の習得や、その利用に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。

(7) 事業者の役割

- ① 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。
- ② 再生可能エネルギーによる発電等に係る事業者は、将来にわたり地域資源の利用における環境の保全と他者への影響に配慮するものとします。

【説明】

事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、事業活動において省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進するよう努めるものとし、事業者の自主的な取組として町が実施する施策に協力するものとします。

再生可能エネルギーによる発電等に係る事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、当該事業を施行するに当たり、基本理念に沿って地域の発展に資するよう資源の利用と環境の保全、他者に対する影響に配慮するものとします。

(8) 連携の推進

町、町民及び事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、相互に連携し、又は国、他の地方公共団体、大学、研究機関その他関係機関と連携するよう努めるものとします。

【説明】

町、町民、事業者は、協働して省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進していく上で、必要に応じて国、他の地方公共団体、大学、研究機関やその他関係機関とも連携するよう努めるものとします。

(9) 委任

この条例の施行に関して必要な事項は別に定めるものとします。

【説明】

この条例の理念を実現するために必要となる事項については、別に町長が規則、運用規程（ガイドライン）等を整備するものとします。

(10) 附則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

【説明】

この条例の施行期日を定めるもので、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。